

「(仮称)盛岡市子ども・子育て支援事業計画」について

1 検討する事項

今回の検討事項は、支援事業計画構成案（第3回盛岡市子ども・子育て会議（資料4-1））における下記の事項（**太字**で表記した項目）となります。

【支援事業計画構成案】

1 子ども・子育て支援事業計画の理念等

⇒【資料4-2】として、前回資料（抜粋）を添付しております。

2 子ども・子育て支援事業計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

3 盛岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

[第4回子ども・子育て会議にて審議済み]

4 教育・保育提供区域の設定に関する事項

[第2回及び第3回子ども・子育て会議にて審議済み]

5 施策の展開

(1) **各年度における教育・保育の量の見込み**並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(2) **地域子ども・子育て支援事業の量の見込み**並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

⇒【資料4-3】として、量の見込みに係る補正について、考え方を示しております。

(3) **子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項**（必須記載事項）

(4) **産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項**（任意記載事項）

(5) **子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項**（任意記載事項）

(6) **労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項**（任意記載事項）

⇒【資料4-4】として、(3)～(6)の項目に係る考え方を示しております。

(7) その他取り組むべき事項

6 事業計画の達成状況の点検及び評価